

令和3年12月23日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

大気汚染防止法の解体等工事における石綿事前調査結果
の報告制度の周知について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、令和4年4月1日から石綿事前調査結果報告制度が施行されるところ、厚生労働省労働基準局安全衛生部科学物質対策課からポスター及びリーフレットが送付されました。

また、環境省から当該報告制度等に関する事業者向け研修会の開催案内が送付されました。
つきましては、お手数ですが、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

また、当該報告制度に関する厚生労働省及び環境省のホームページについて、併せてお知らせします。

- 厚生労働省ホームページ (ポスター及びリーフレット)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/handouts/>

- 環境省ホームページ (石綿事前調査結果報告制度)

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

問合せ先

大気環境グループ 高瀬

電 話 (045) 210-4111 (内線 4112)

電子メール taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp



アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。
※システムの利用にはgBizID（gBizプライムまたはgBizエントリー）が必要です。gBizIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム 検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

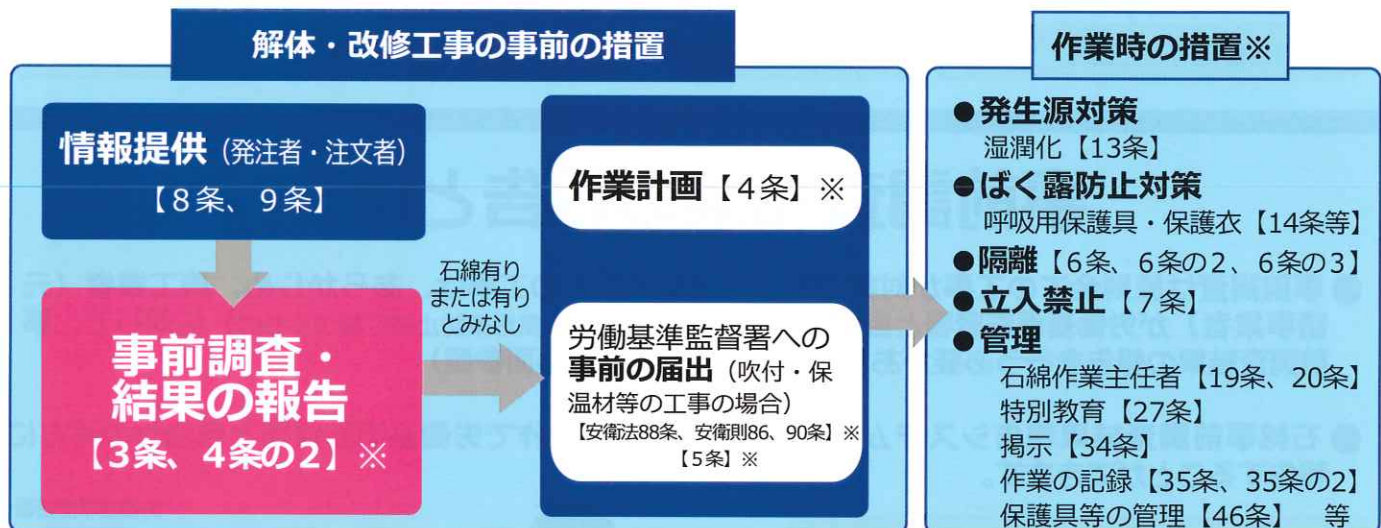
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ・焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

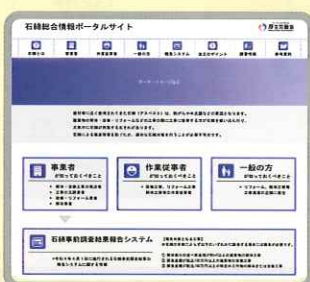
事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



「令和3年度建築物等の解体等工事における 石綿の飛散防止対策研修会」を開催します

1. 趣旨

令和3年4月1日より、改正大気汚染防止法が施行されました。

本改正内容は、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するなど、解体、改造・補修工事に従事する事業者の方々の業務に広く関わるものとなりました。

ついては、法改正を踏まえた事前調査や石綿除去作業における作業基準等について事業者の方々を対象とした研修会を下記のとおり開催いたします。

2. 開催方法

Web 開催 (Zoom)

3. 開催日程及び定員

日程1：1月14日(金) 日程2：1月20日(木) 日程3：1月26日(水)

※いずれも上限500回線。内容は同じです。

4. 研修会概要

(講義1) 『実践、事前調査の方法と注意点』

【講義・質疑 13:00～14:30】 < (一社) 日本アスベスト調査診断協会 理事長 本山 幸嘉 >

(講義2) 『石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の

除去等作業におけるマニュアル活用の手引き』

【講義・質疑 14:40～16:10】 < (一社) 建築物石綿含有建材調査者協会 専門委員 石川 宣文 >

(連絡事項) 『事前調査結果報告システムについて』

【連絡・質疑 16:20～16:50】 < 環境省水・大気環境局大気環境課 石山 豊 >

5. 対象者

建築物等の解体・補修工事や石綿の除去等業務に従事している事業者の方など

6. お申込み方法等

研修会へ参加を希望される方は、別紙の03_申込書に必要事項を記入の上、令和4年1月5日(水) 17:00までに『7. 連絡先』へ必要事項を記載の上メールで申込みをお願いします。

※応募者多数の場合は、抽選となります。抽選結果は、令和4年1月11日(火)までに電子メールにてご連絡します。当選された方には抽選結果とともに参加URLをお知らせします。

7. 連絡先

本研修会の事務については環境省の委託を請け、株式会社シャフトが担当いたします。

株式会社シャフト 担当 西田

【お申込み】 メール：reception@shaft-link.co.jp

【お問合せ】 TEL：03-6323-7631

8. その他

①研修内容に関連する事前質問がある場合は、申込書の【研修会事前質問】に内容を記入のうえ、ご提出をお願いします。ただし、全てのご質問に回答することはできかねますので、ご了承の上、ご質問お寄せください。

②本研修会の講義については、後日、環境省大気環境課専用チャンネルにて動画配信する予定です。

主催：◆環境省

「令和3年度建築物等の解体等工事における 石綿の飛散防止対策研修会」参加申込書

【代表連絡窓口担当者】

ご所属	連絡先 電話番号	
ご芳名	メール アドレス	

【参加申込】

ご希望の日程ごとに必要回線数と参加人数を記載してください	優先順位 (○を付けてください)	必要回線数	参加人数
日程1 : 1月14日(金)	1 2 3	回線	人
日程2 : 1月20日(木)	1 2 3	回線	人
日程3 : 1月26日(水)	1 2 3	回線	人

※ご参加の希望日程については、定員の都合等で調整させていただく場合があります。

【研修会事前質問】

※全てのご質問には回答できません。いただいた事前質問は取りまとめの上、講師に提供いたします。

1	
2	
3	

【参加申込先】

- 参加申込先: 株式会社シャフト 担当 西田
- メールアドレス: reception@shaft-link.co.jp (電話番号: 03-6323-7631)

※本申込書に記載いただいた内容は、本業務の目的以外には使用いたしません。

申込締切期限: 1月5日(水)17時まで